

流通関係団体各位

平成 27 年 3 月
経済産業省
商務情報政策局
サービス政策課

平素より大変お世話になっております。

サービス産業は日本の GDP、雇用者数の 7 割を占める一方、生産性の低さが指摘されており、日本経済が持続的な成長を続けて行くためには、この底上げが喫緊の課題です。

こうした背景から、今般、中小サービス事業者を活用いただける施策を講じております。是非、意欲ある中小企業へ施策をご紹介いただきたく、加盟企業への周知のご協力の程宜しく御願いたします。

1. 中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン

今般、経済産業省において、中小企業 385 万社の約 8 割を占めるサービス事業者が生産性向上に取り組む際の参考となるよう、10 項目の手法と取組事例を示したガイドラインを策定しました。本ガイドラインは、新促法に基づく経営革新計画に取り組むためのガイドラインとしても活用いただけます。

【参考 1】 中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン プレスリリース

<http://www.meti.go.jp/press/2014/02/20150204001/20150204001.html>

【参考 2】 中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン（概要）

<http://www.meti.go.jp/press/2014/02/20150204001/20150204001a.pdf>

【参考 3】 中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン（本体）

<http://www.meti.go.jp/press/2014/02/20150204001/20150204001b.pdf>

2. 26 年度補正「ものづくり・商業・サービス革新補助金」1,020 億円

平成 26 年度補正予算「ものづくり・商業・サービス革新補助金」において、上記ガイドラインで示された 10 項目のいずれかの方法で行う革新的なサービスの創出であり、3～5 年計画で、「付加価値額」年率 3% 及び「経常利益」年率 1% の向上を達成できる計画である案件を補助します。本事業では、申請書に記載された事業計画を外部有識者からなる審査委員会が評価し、より優れた事業提案を採択します。

なお、革新性は、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針」の以下の考え方に則ります。

第 2 経営革新

1 経営革新の内容に関する事項

一 新事業活動

「新事業活動」とは、①新商品の開発又は生産、②新役務の開発又は提供、③商品の新たな生産又は販売の方式の導入、④役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を指す。個々の中小企業者にとって新たな事業活動であれば、既に他社において採用されている技術・方式等を活用する場合についても原則として支援する。ただし、業種ごとに同業の中小企業（地域性の高いものについては同一地域における同業他社）における当該技術・方式等の導入状況を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式等の導入については支援対象外とする。

【参考】ものづくり・商業・サービス革新補助金（PR チラシ）

<http://www.chusho.meti.go.jp/hojyokin/2015/1502132601mono.pdf>

3. 説明会

上記ガイドライン及び補助金についての説明会を、経済産業省にて開催します。

説明会では、サービス産業振興に関する政策やソフトウェアを含む設備投資に利用可能な「生産性向上設備投資促進税制」、中小企業が情報化を進めるために必要な設備資金、ソフトウェアの取得等に係る運転資金に対し、株式会社日本政策金融公庫が融資を行う「IT活用促進資金」等についても御説明させていただきます。

「ものづくり・商業・サービス革新事業」を中心とした経済産業省の政策に関する説明会

日時：平成27年3月25日（水）13:00～14:30

場所：経済産業省（東京都千代田区霞が関1-3-1）本館 地下2階 講堂

http://www.meti.go.jp/intro/index_access.html

プログラム：

13:00～13:25 「ものづくり・商業・サービス革新事業」について

13:25～13:50 「中小サービス業中核人材育成事業」及び「日本サービス大賞」について

13:50～14:15 「生産性向上設備投資促進税制」について

14:15～14:30 「IT活用促進資金」について

参加方法：

- ・参加をご希望の方は、3月24日（火）12時までに下記URLの下部「傍聴予約を行う」ボタンをクリックし傍聴希望者登録画面にて参加登録をお願いします。
- ・定員は250名を予定しています。
- ・登録は先着順とさせていただきます、定員に達し次第、申込受付を終了させていただきます。
- ・参加可能な方には、3月24日（火）13～15時の時間帯に電子メールにて入館・受付等の御連絡をさせていただきます。

<https://www.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/10175>

4. 全国中小企業団体中央会説明会

中小企業団体中央会の地域事務局（都道府県中小企業団体中央会）において、上記補助金の公募説明会が開催されています。

追加開催を行っている場合もあるので、最新状況は各県の事務局にご確認のうえ、是非ご参加ください。

<添付資料>

平成26年度補正予算「ものづくり・商業・サービス革新補助金」公募要領、申請書

※添付の公募要領は、参考として東京都の中小企業団体中央会のものとなっていますが、各地域事務局において公募要領を出していますので、申請の際はそちらをご確認ください。

<お問い合わせ先>

中小サービス事業者の生産性向上に向けたガイドラインについて：

経済産業省商務情報政策局 サービス政策課 TEL：03-3580-3922

平成26年度補正予算「ものづくり・商業・サービス革新補助金」について：

各地域事務局（都道府県中小企業団体中央会）

<http://www.chuokai.or.jp/josei/26mh/koubo20150213.html>